

建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度導入について

1. 目的

本市では、より一層の公共工事の品質の確保を図り、下請業者・労働者への不当なしわ寄せなどの防止及び建設業の健全な発展等を目的とし、建設工事の制度改正を行ってまいりましたが、令和5年度より建設コンサルタント業務等についても、最低制限価格制度を導入することとしました。

2. 改正内容

業種区分	1	2	3	4	5	6
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費 ×0.48	—	予定価格 ×0.82	予定価格 ×0.6
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 ×0.6	諸経費 ×0.6	予定価格 ×0.8	予定価格 ×0.6
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×0.9	一般管理費 ×0.48	予定価格 ×0.8	予定価格 ×0.6
地質調査業務	直接調査費額	間接調査費 ×0.9	解析等調査 業務費×0.8	諸経費 ×0.48	予定価格 ×0.85	予定価格 ×2/3
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×0.9	一般管理費 ×0.45	予定価格 ×0.8	予定価格 ×0.6

最低制限価格は、表の業種区分の欄に掲げる、予定価格（消費税及び地方消費税を除く）の算出の基礎となった表1から4までに掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下同じ。）の合計額とする。ただし、その額が表5に掲げる額を超える場合は、表5に掲げる額とし、表6に掲げる額に満たない場合は表6に掲げる額とする。

3. 対象となる契約

設計金額が50万円以上（税込）の建設コンサルタント業務等に適用します。

4. 通知等への表示

対象となる案件については、入札通知等に最低制限価格の有無を明記します。

5. 適用日

令和5年4月1日から適用します。